

新型コロナウイルス感染症拡大状況下における国税の取り扱い

まずはじめに、この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された方と、ご家族関係者の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。また、医療機関や行政機関の方々など、感染拡大防止に日々ご尽力なさっている皆様に深く感謝申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大により、外出の自粛、事業収入の大幅な減少、業績悪化に伴う資金繰りの悪化など、事業に携わる方々はもちろんのこと、全ての皆様方が特別な状況下に置かれております。

このような状況下に対する、特別な税務上の取り扱いについて国税庁から発表されておりますので、関心の高いような項目についていくつか紹介させていただきます。

I. 申告・納付等の期限の延長関係

i) 法人税の期限の個別延長

法人についても、個人の取り扱いと同様に、申告書の提出の際に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を申告書の余白に付記していただくか、e-Taxをご利用の方は「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」の「電子申告及び申請届出名」欄にその旨を入力していただくなど簡易な手続で申請を行うことができます。

なお、申告期限及び納付期限は原則として申告書の提出日となります。

ii) 相続税の期限の個別延長

相続税についても、同様の方法で個別に申請していただくことにより期限の個別延長が認められますが、個別の申請により申告期限等が延長されるのは、申請を行った方のみとなり、申請を行っていない他の相続人等の申告期限等は延長されませんのでご注意ください。

iii) 申告所得税に関して延長の対象となる手続き

申告所得税について、期限の個別延長の対象となる主な申告・納付等の手続は次のとおりです。基本的には、届出・申請についてもほぼ延長対象となっておりますが、“出国”に関する準確定申告については対象外となっております。

期限の個別延長の対象となる手続

- ・ 所得税及び復興特別所得税の更正の請求
- ・ 所得税の青色申告承認申請
- ・ 青色事業専従者給与に関する届出（変更届出）
- ・ 所得税の青色申告の取りやめ届出
- ・ 純損失の繰戻しによる所得税の還付請求
- ・ 所得税の減価償却資産の償却方法の届出
- ・ 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請
- ・ 所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の届出
- ・ 所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の変更承認申請
- ・ 個人事業の開廃業等届出
- ・ 国外財産調書の提出
- ・ 財産債務調書の提出
- 「死亡」による準確定申告

期限の個別延長の対象とならない手続き

- ・ 出国による準確定申告

II. 納付の猶予制度

i) 今回の特例猶予制度について

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、多くの事業者等の収入が減少しているという状況を踏まえ、以下の条件を満たす場合には、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税について、「財産の損失」が生じていない場合でも無担保かつ延滞税なしで1年間納税の猶予を受けられる制度が創設されました（特例猶予）。

- ① 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期と比較して、概ね20%以上減少していること
- ② 一時に納税することが困難であること

ii) 納付の納税猶予制度の手続き等

猶予の申請書のほか、「本年と昨年の収支状況が記載された元帳や売上帳などの帳簿」、「手元資金の有り高が分

かる現金出納帳や預金通帳」などを準備していただく必要があります。

Ⅲ. 税務上の取り扱い関係

i) 業績の悪化が見込まれるために行う役員給与の減額

役員給与の減額改定について、現状では、売上などの数値的指標が著しく悪化していないとしても、新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、著しい売上の減少・業績の悪化も見受けられ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が防止されない限り回復の見通しも立たない場合は、役員給与の減額等といった経営改善策を講じなければ、客観的な状況から判断して、急激に財務状況が悪化する可能性が高く、今後の経営状況が著しく悪化することが不可避と考えられ、これによる役員給与の減額改定は、業績悪化改定事由による改定に該当します。

ii) 今般の新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して創設等された助成金等の課税関係

非課税	・ 特別定額給付金 ・ 子育て世帯への臨時特別給付金 ・ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置における割引券 ・ 東京都のベビーシッター利用支援事業における助成
課税	・ 小学校休業等対応助成金 ・ 小学校休業等対応支援金 ・ 雇用調整助成金 ・ 持続化給付金 ・ 東京都の感染拡大防止協力金

iii) 従業員への見舞金

新型コロナウイルス感染症に関連して従業員等が事業者から支給を受ける見舞金が、次の3つの条件を満たす場合には、所得税法上、非課税所得に該当します

- ① その見舞金が心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること
- ② その見舞金の支給額が社会通念上相当であること
- ③ その見舞金が役務の対価たる性質を有していないこと

(※) 緊急事態宣言が解除されてから相当期間を経過して支給の決定がされたものについては、そもそも「見舞金」とはいえない場合がありますので、ご注意ください。

Ⅳ. 税制上の措置

i) テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業者などが、テレワーク等のための設備（遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能とする設備）を取得した場合に、中小企業経営強化税制の適用（即時償却又は設備投資額の10%もしくは7%の税額控除）をすることができる制度が受けられることができることとされました。

ii) 消費税の課税選択変更に係る特例

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者の方で一定の条件を満たす方は、確定申告期限までに納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことができることとされました。

特例の対象となる事業者は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上）している事業者です。

(※) 課税事業者の選択をやめる場合であっても、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

国税庁のホームページにおいて、より詳細な新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する当面の税務上の取り扱いについては、FAQが掲載されておりますので是非そちらもご参照くださいませ。

事業関係者の皆様におかれましては、このような税務上の措置だけではなく、資金繰りや資金調達、給付金や協力金、雇用調整助成金など、対応が必要となる事柄が数多くあるかと存じ上げますが、くれぐれもご自愛のほどお願い申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の収束と、経済がいち早く回復することを心よりお祈り申し上げます。